

[別紙1]

鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する 交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(別に通知する日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始(この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了(この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。)

※事業の完了とは補助対象経費の支払いが全て完了し、事業効果の検証を終了した日です。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出(完了・廃止・中止から30日以内)

○下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

鳥取県に債権者登録をされていない方については、
「口座振込依頼書」の提出をお願いします。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
0857 - 26 - 7924
tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp